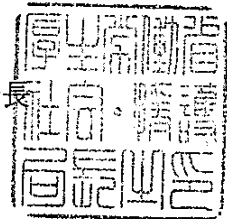




社援発 1 1 2 1 第 1 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



消費生活協同組合の政治的中立の確保について

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 2 3 年法律第 2 0 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであるが、今般の第 4 6 回衆議院議員総選挙に際し、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判を招くことのないよう、ご指導方よろしくご配慮を願いたい。

なお、同項の規定の趣旨については「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和 6 2 年 6 月 3 0 日社生第 7 7 号厚生省社会局生活課長通知）において、また、組合を特定の政党のために利用することとなる事例については「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成 1 1 年 3 月 5 日社援地第 8 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）においてそれぞれ示しているとおりでありますので、これらの内容も併せて貴管内の組合に対し、周知を図られたい。

以上、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として通知する。